

京都市上下水道局告示第65号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしましたので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 委託の相手

京都市南区西九条菅田町7番地3

一般財団法人京都市上下水道サービス協会

2 委託の範囲

- (1) 使用水量と異なる汚水排出量認定及び井戸汚水等の排出量認定
- (2) その他前号に付帯する業務

3 委託する地域

- (1) 京都市公共下水道事業条例第1条の3第1号に定める区域
- (2) 京都市特定環境保全公共下水道事業条例第2条第1号に定める区域

4 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)